

# JFA U-12 サッカーリーグ 2023 福島

## 県北 1 部リーグ実施要項

### 1 目的

(公財) 日本サッカー協会のリーグ戦の推進と、競技会の整備・充実 (小学生年代) の主旨に基づき、(一財) 福島県サッカー協会並びに、県北地区サッカー協会 4 種委員会のもと実施するものである。

### 2 主旨

小学生年代の少年・少女を対象に、サッカーの楽しさ、興味、関心を醸成すると共に、粘り強さ、技術の向上、心身の健全な発達を図る。併せて、年齢に見合った指導と M-T-M (マッチ・トレーニング・マッチ) メゾット指導法により、バランスのとれた選手及び指導者の養成を目指す。また、レベルの拮抗した長期的なリーグ戦を目指し、選手の育成・強化を図る。

### 3 名称

JFA U-12 サッカーリーグ 2023 福島 県北 1 部リーグ

### 4 主催

公益財団法人日本サッカー協会  
一般財団法人福島県サッカー協会

### 5 主管

県北サッカー協会 第 4 種委員会

### 6 運営

県北地区サッカー協会 第 4 種委員会、参加各チーム

### 7 大会期間

- (1) 2023 年 4 月～2023 年 10 月 (第 2 週の日曜日まで) とする。
- (2) 大会日程は地区 4 種リーグ委員長が予め設定し、福島県 FA 4 種ホームページへ掲載する。

### 8 会場

福島市十六沼公園サッカー場 ほか。

### 9 参加資格

- (1) 2023 年度公益財団法人日本サッカー協会 4 種登録済みのチーム、選手であること。
- (2) 指導者研修会 (講習会) に参加すること。当該年度 U12 リーグ参加チームにおいて各チーム 1 名以上の参加を必須とする。(指導者資格の有無は問わない)
- (3) エントリー表上のチームに所属する選手であり、JFA 発行の選手証を有するもの。  
選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した、選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォン、パソコン画面に表示したものを示す。
- (4) ユニフォーム (シャツ・ショーツ・ソックス) は正・副異色 2 着を用意し、必ず携帯すること。
- (5) 背番号は試合の都度、変更を認める。

(6) GK ユニフォーム緩和方式も認める。

例) FP シャツ(正)をFPが着用し、FP シャツ(副)をGK選手が着用し、ショーツとソックスはFPと同色で良とする。相手チームと色が重なってしまう場合のみビブス対応可とする。

#### 10 チーム構成と条件

(1) チーム構成は引率者10名エントリー可能でベンチ入りは5名以内とする。

エントリー選手登録人数は自由。(毎試合ベンチ入りは16名以内)

(2) 引率者は当該チームを掌握指導する責任ある指導者であること。

(3) 参加選手は健康であり、且つ保護者の同意を得ること。

(4) 参加チームは損害保険(スポーツ保険等)に必ず加入していること。

(5) 移籍に関してはリーグ期間内で自由とする。

#### 11 大会方式

(1) 1部リーグは8チーム編成とし、その他リーグについては参加チーム数に応じ決定する。ただし、地区(所属チーム)の事情によってはその限りではない。

(2) 1部リーグ構成について

今年度の下位2チームは、方部リーグに降格する。

次年度昇格は、各方部リーグの上位から推薦された4チームによる参入戦を実施し、上位2チームを昇格する。

※次年度1部リーグ参加チームから辞退チームが出た場合は降格対象順位の最下位とする。

※県リーグの結果により昇格、残留、降格の決定は上記の限りではない。

(3) 同一団体より複数チームのエントリーを認めるが、1つのリーグにおいて同一団体から所属出来るチームは1チームとする。ただし、各地区の最下位リーグにおいては同一団体からの複数チームエントリーは可とする。当該チームによる自動昇降格の要件を満たす状況となった場合は、この規定を考慮すること。

(4) 県北1部リーグ1位は、県リーグ後期下位リーグ6位~7位と、県リーグ参入プレーオフを行う。ただし、同年度の県リーグに同一団体のチームが所属していた場合、プレーオフ参加資格は次の順位となる2位へ与えられる。2位以降については、県4種委員会ならびに県4種リーグ委員会にて協議・決定とする。

※プレーオフの方式については別途定める。

#### 12 プロテクト管理

同一団体が県リーグと地区リーグの両方へ所属する場合、次の対応を行うこと。

(1) 県リーグにエントリーする選手の中から6名をプロテクト選手に指定し、その選手が地区リーグにもエントリーしている場合、エントリー表へ記載すること。プロテクト選手は毎月更新できるものとする。

(2) プロテクトされた選手は、同じ月に開催する地区リーグにはベンチ入り出来ない。

例) 4月に選手Aをプロテクト → 4月の地区リーグに選手Aはベンチ入りNG。

5月に選手Aをプロテクト解除 → 5月の地区リーグに選手Aはベンチ入りOK。

(3) 毎月初め(当月リーグ戦実施前日まで)に4種県リーグ運営委員長と地区4種リーグ委員長へエントリー表データをメール送付すること。ただし、前月とプロテクト選手に変更がない場合は送付不要とする。

### 13 各ブロックのリーグ運営委員の役割

(1) 当日の試合結果のメールによる公式報告（当日 18：00 まで厳守）

メール報告例） タイトル「\*\*U-12 ○部リーグ試合結果」

(H) \*\*FC vs (A)福島 FC 前半 0-0 後半 0-0 結果 0-0  
警告 \*\*FC \*\*太郎 理由：反スポ 退場なし

メール送信先

To 福島 FA 4 種委員会広報 竹山氏 p20195@mac.com

Cc 福島 FA 4 種委員会リーグ委員長 松本氏 anfield1147@gmail.com

Cc 県北 FA 4 種リーグ運営委員長 黒澤氏 junjikutato-k@ivory.plala.or.jp

(2) 記録書類の送付

送付先(○○地区 4 種リーグ委員長 \*\*\*\*宛まで)

※領収書を送付する場合は裏面に①チーム名、②氏名をボールペンで記載のこと。

(3) 当日会場内で発生したトラブル等の 4 種リーグ委員長への報告。

### 14 競技規則

(1) 公益財団法人日本サッカー協会 8 人制サッカールールと審判法に準じる。また、公益財団法人日本サッカー協会発行の当年度サッカー競技規則を準用する。

尚、ユニフォームに関する規則については以下の規定を追加する。

- ① 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち合いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。その際、主審は両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ・ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- ② ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける。または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- ③ アンダーシャツの色は問わない。ただしチーム内で同色のものを着用する。
- ④ アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただしチーム内で同色のものを着用する。
- ⑤ その他の事項については、J F A ユニフォーム規定に則る。

(2) 選手登録は 16 名以内とし選手交代は 8 名の自由な交代とする。試合成立最少人数は 6 名とし、下回った場合は参考試合とし同リーグの最大失点スコアで敗者とする。

(3) リーグ戦実施会場において、選手証を提示し、確認を受けるものとする。

(4) メンバー表は、リーグ戦の試合ごとに 2 部提出するものとし、最終的に提出したエントリー表が正となる。

(5) キックオフ前のセレモニー、試合終了後のセレモニーは実施可。

(6) 試合球は本部で準備する。

(7) 大会期間中警告を 3 回受けた者は、3 回目の警告を受けた次の 1 試合に出場できない。同一試合で 2 枚の警告を受けた場合は退場となり、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については、4 種規律委員会で決定する。

※一発退場者については規律委員会の処分連絡が無くても次の 1 試合は出場できない。

※リーグ戦における出場停止処分は、リーグ期間途中に開催する他公式大会での消化は基本行わないが、リーグ最終戦後に出場停止処分の消化が必要な場合はその限りではない。

(8) 試合中、地震、降雨、雷等の自然災害の際は会場運営責任者と主審の判断で中断する再開方法については、中断から30分様子を見て再開が難しい場合、前半終了前はスコアに関係なく次回の日程にて再試合とする。前半終了時には試合成立とする。

(9) 暑熱下において、前・後半の中程で「cooling Break または飲水タイム」を採用する。「cooling Break または飲水タイム」の有無を前・後半開始前に両チームに通告する。

(10) 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される引率指導者の数は2名以内とする。

## 15 試合方式

### (1) 8人制による

ピッチサイズ 68m×48～49m、ペナルティーエリア 12m、ゴールエリア 4m

センターサークル半径 7m、ペナルティーマーク 8m、ペナルティーアーク半径 7mの半円弧

(2) 試合時間については40分間(20-5-20)とし、勝敗が決しない場合は引き分けとする。

勝点は以下のとおりとする。

①勝利3点 ②引き分け1点、③負け0点

(3) 順位の決定はリーグ戦が終了した時点で勝点の合計が多いチームが上位とし、順位を決定する。ただし勝点が同一の場合は以下の順序より順位を決定する。

①得失点差 ②総得点 ③当該チーム間の成績 ④代表者による抽選

(4) 帯同した選手にはゲームに出場する時間を確保すること。

(5) チームおよび個人の試合出場可能回数は次のとおりとする。

①2連休(土日)の場合、県リーグ・地区リーグ合計して2試合までとする。

②3連休(土日月など)の場合、県リーグ・地区リーグ合計して3試合までとする。

例1) 土曜日・・・2試合、日曜日・・・オフ、月曜日・・・1試合 = OK

例2) 土曜日・・・1試合、日曜日・・・オフ、月曜日・・・2試合 = OK

例3) 土曜日・・・1試合、日曜日・・・1試合、月曜日・・・1試合 = NG

## 16 表彰

各地区一任とする。

## 17 審判

(1) 有資格者による2人制(主審+第4審)で行う。

(2) 試合終了後、審判報告書を記載する。

## 18 公式記録

(1) 所定の公式記録用紙に試合記録を作成する。試合終了後、内容確認のうえ、主審及び両チームの監督の署名を受ける。

(2) 会場責任チームは記録作成後、試合当日に会場本部へ提出すること。

## 19 費用負担

- (1) 大会参加費は、1 チーム 18,000 円とする。
- (2) 大会参加費は以下の費用に充当するものとする。  
リーグ運営費・会場費（事務局が定めた日程分）・事務費

## 20 日程変更

リーグ日程の変更について、2023年度においても、これまでの20日前ルールは無しとするが、地区4種リーグ委員長が予め設定した試合日程を基準とし、リーグ開催の3日前までには変更手続きを完了させること。変更手続きが完了できず試合を棄権した場合は、14項(2)に準ずる。

※ただし、次の事象に関する変更は対応を緩和する。なお緩和する事象については、試合前日の19時までに県北4種リーグ委員長へ報告し、その後変更手続きを行うこと。

・新型コロナ、インフルエンザ等の感染症によりチーム内でクラスターが起きた場合。

※リーグ戦当日、地震、原子力事故、悪天候により実施できない場合や本事項に記載のない事象については、地区4種リーグ委員会にて協議・決定する。

※変更後の試合日においても参加が出来なかった場合は、14項(2)に準ずる。また、その理由によっては県4種委員会ならびに県4種リーグ委員会にて対応を検討する。

### ◆変更手続き

リーグ日程の変更手続きは、県北1部リーグ全チームの承諾を必要とし、変更依頼するチームが対戦チームとの調整を行い、会場・審判・会場設営&後片付けの段取りを完了させ、地区4種リーグ委員長へ内容を報告する。その後、地区4種リーグ委員長が最終判断をして完了となる。

## 21 その他

- (1) 福島FAが発行している「新型コロナウイルスの影響下におけるチーム遵守事項（ガイドライン）」を遵守すること。健康チェックシートは、リーグ戦当日に本部へ1部提出する事。会場担当者が2週間保管し、2週間経過後にシュレッダーなどで破棄すること。
- (2) 会場準備と後片付けについて
  - ・会場準備は当日の対戦カードの第1試合目のチームが責任を持って行う。事情により変更を行う場合、変更チームが全ての調整を行い以下の人数を確保させること。  
※各チームは大人複数名を予定時間までに集合させること
  - ・後片付けは当日の対戦カードの最終試合のチームが責任を持って行う。  
本件について責任を果たさないチームが発生した場合は、県北4種リーグ委員長にて当該チームを代替日の会場準備および後片付けに指名する。
- (3) リーグ戦参加にあたっては、使用制限、立ち入り禁止、ゴミの処理、駐車場など会場責任チームの指示に従うこと。特に路上駐車禁止。
- (4) リーグ戦の組み合わせは、県北4種リーグ委員長が決定し通知する。
- (5) 1部リーグの結果、上位2チームはJFA全日本U-12サッカー選手権福島県大会2次ラウンドへのシードを得るものとする。

22 エントリー表、審判報告書、懲罰通知書、領収書等のリーグ戦に関わる書類一式については、福島県サッカー協会第4種委員会HPのリーグのリンクより取得する事。その他、新型コロナウイルスに関する対策および熱中症に対する対策等の書類も、同HPのお知らせのリンクより取得する事。

## 23 懲罰について

- (1) (一財)福島県サッカー協会理事会の決定に基づき、JFA U-12 サッカーリーグ 2023 福島県北地区に大会規律委員会を設置し、(一財)福島県サッカー協会規律・裁定委員会は(公財)日本サッカー協会の懲罰規定第3条(以下、懲罰規定という)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規定第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
- (2) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
- (3) 委員構成  
委員長:(一財)福島県サッカー協会 大井川恵一規律・裁定委員会委員長  
副委員長:橋本善一郎  
委員:黒澤純司 佐藤茂雄

## 24 参加申込並びに領収書送付先

参加申込兼メンバー表に必要事項を記入の上、4月9日(水)までに県北4種リーグ運営委員長黒澤までメールで送信する事、リーグ戦参加費を4月12日(水)迄支払いを完了する事。

申込先、問合せ先

県北4種リーグ運営委員長 黒澤 純司

〒960-8003 福島市森合字森下2-3

T E L/FAX 024-557-8922

携帯 090-3124-5647 PCアドレス junjikotato-k@ivory.plala.or.jp

参加費振込先

北日本銀行 福島支店

口座番号

7036239

クロサワ ジュンジ